

# 弁論要旨 4

令和6年（わ）第373号大麻取締法違反事件  
被告人 柴崎 和哉

## 弁論要旨 4（弁論要旨 1 の補充、大麻草の有用性と当面の政策の提案）

令和7年9月4日

さいたま地方裁判所熊谷支部刑事部 御中

弁護人 丸井 英弘

### 記

#### 第1. 弁論要旨 1 の補充

大麻草は精神的にも物質的にも日本人のシンボルともいえる植物であり、大麻取締法の制定過程に根本的な問題点がある。

1. 大麻取締法は、日本人にとって、大自然のシンボルであり罪・穢れを祓うものとされてきた大麻草を、聖なるものから犯罪にしたものであって、まさに日本人の精神を根底から否定するものである。それは例えば日本人に英語のみを話すことを強要するのと同様な日本文化の否定であり、さらに大麻草の持つ産業用や医療用の有効利用を妨げているものである。

大麻草つまり大麻とは、縄文時代の古来より衣料用・食料用・紙用・住居用・燃料用・医療用・祭事用・神事に使われ、日本人に親しまれてきた麻のことであり、第二次大戦前はその栽培が国家によって奨励されてきた重要な植物である。このように大麻草は精神的にも物質的にも、日本人のシンボルともいえる植物であり、桜が日本の国花とするならば、大麻草つまり大麻は日本の国草である。

第2次大戦前の日本人の生活、特に明治以前の生活では、生まれる時のへその緒は麻糸で切り、赤ちゃんの時は麻のように丈夫にすくすく育つように

との親の願いから麻の葉模様の産着で育てられ、結婚式では夫婦が末永く仲良く幸せであることを願って夫婦の髪を麻糸で結ぶ儀式をしていたのである。そして、葬式で着る衣は麻衣であった。日常生活では、麻の鼻緒で作った下駄を履き、麻布でできた着物（なお、下着は褌であり江戸時代以前は麻布が使われ、成人式の記念に親から褌祝いとして麻褌が与えられたようである）を身に付け、麻の茎の入った壁や天井に囲まれた家に住み、麻糸で作った畳の上で過ごし、夏は麻糸で作った蚊帳で休んでいたのである。また、麻の油は食用や灯油として活用された。また、麻糸は漁業用の網としても多く使われたが、凧糸や弓の弦としても使われたのである。麻の茎も炭にして、花火の原料としても使われた。

このように、大麻草つまり大麻は、伝統的な日本人の生活にとって必要不可欠な植物であったのである。そして、伊勢神宮のお札のことを神宮大麻というが、大麻は天照大御神——つまり太陽——の御印とされている。そして、日本の国旗の日の丸は太陽のことであるから大麻草は日の丸つまり日本の象徴ともいえるのである。なお、大麻は神道においては、罪穢れを祓うものとされており、大和魂ともいわれている。

ところが、第二次大戦後の米国による対日占領政策で、大麻草の栽培が一方的に規制された。占領政策の目的は、日本古来の文化を否定し、アメリカに従属する産業社会を作ることにあつたと思われる。

日本人にとって罪・穢れを祓うものとされてきた大麻草つまり大麻を犯罪として規制することは、大麻草つまり大麻に対する従来の価値観の完全なる否定である。また大麻草つまり大麻は、自給自足型・環境保全型の社会にとって極めて有用な素材であり、これを規制し石油系の資材に頼る産業構造にすることは、米国に経済的にも従属する産業構造への転換を意味していたと思う。

日本は、明治維新によって近代化の道を歩んだが、特に第二次世界大戦後は、戦後生活の建て直しということもあり、物中心の競争原理に立った経済活動を優先してきた。また、生活習慣も、例えば、食生活が米からパンに変わり、畳の生活も椅子の生活に、薬の分野でもいわゆる化学的合成薬が取り入れられ、従来の東洋医学は軽視されてきたのである。大麻草は薬用としても何千年も使用され、日本薬局方にも当初から有用な薬として掲載されてい

たにもかかわらず、大麻取締法の施行に伴って薬局方から除外されてしまった。

日本人の伝統の中には、自然を聖なるものとして大切にしてきたものがあった。しかし経済復興の名のもとに、例えば原子力開発や大規模ダム建設等、自然生態系とそこに住む人々の生活を破壊する経済開発が国策として進められてきたために、川や海、そして大気は汚染されてしまったのである。大麻取締法は、日本人にとって、大自然のシンボルであり罪・穢れを祓うものとされてきた国草ともいえる大麻草を、聖なるものから犯罪にし、さらに大麻草の持つ産業用や医療用の有効利用を妨げているのである。

2. 私は1974年から弁護士を開業しましたが、翌1975年に初めて大麻取締法違反事件を担当して以降50年が経過しました。50年間にわたり多くの大麻取締法違反事件を担当しましたが、私の実感としては、憲法上人権を守るべき司法当局が普通の市民生活を送っている善良な市民を何らの被害が無いのに逮捕するという逮捕権の濫用を繰り返して来たと言えると思います。

前述したように、大麻取締法の制定の出発点は1945年の米軍による日本占領に始まります。しかしながら、大麻草は日本人の衣・食・住・医療・祭祀などを支えてきた縄文時代からの大切な植物です。米軍は戦後の日本を石油製品の市場とすることなどを目的として大麻草の規制を始めたのです。

この大麻草の規制は縄文時代の古来から日本人の生活の基本を支えてきた大麻草の活用を刑事罰で禁止するものですから、大麻取締法はそもそも立法目的や保護法益が不明確なものです。そして、大麻取締法は、日本人の人権を守ることを目的とするポツダム宣言及び日本国憲法第13条の国民の幸福追求権の保障や適正手続きを保障した同法第31条、さらには大麻草の栽培を不自由にするものですから同法第22条1項の職業選択の自由に各違反するものです。

大麻草は、平和で持続可能な環境循環・衣食住エネルギー自給型の社会を構築するための基本的な素材であり、日本社会の立て直しに向けて今こそその有効活用が必要な植物です。

弁護士法で規定する弁護士の基本的使命は人権の保障と社会正義の実現であり、大麻取締法を廃止して大麻草の有効活用を推進する法体制を作ること

が、人権の保障と社会正義の実現を使命とする私の弁護士としての使命であると思います。

## 第2. 大麻草の有用性

大麻草は、有害どころか、次に述べるように、人類に対し精神的にも肉体的にも有用である。

このような有様な大麻草は、規制するどころか第二次大戦前の日本の様に、その栽培を奨励することが必要ではないかと思われる。それが農業の活性化と熱帯林の伐採の禁止や空気の浄化さらには温暖化対策（大麻には、木と同等以上の炭酸同化作用がありうる。）にもつながる可能性があるのではないかと思われる。

1. 人類がこの地球で生きていくために必要な燃料を生産できる。大麻草の茎や葉を発酵させるとエタノールやメタンガスなどの燃料が生成されるが、それは石油や原子力に替わるエネルギー源になりうる。

2. 環境上安全な紙や建築材料が生産でき、森林を守ることができ地球温暖化対策にも有効である。

大麻草の茎に含まれるセルロースを原料として有機塩素による漂白を必要しない紙が作れる。なお、今から1200年程前の西暦770年頃に中国で作られた仏典は麻から出来ているし、アメリカなどでは国旗や紙幣が麻の茎から作られた。

大麻草その生育期間は木に比べて非常に早く半年程度であるので、大麻草から紙や建築材料を生産すれば持続可能な状態で原料の供給ができ、森林伐採をする必要がなくなり、地球の緑を守ることが可能である。その結果、地球温暖化対策にも有効である。

3. 環境上安全な生分解性のプラスチックが生産できる。大麻草の茎に含まれているセルロースを原料として自然に土に分解するプラスチックが生産できる。石油からできるプラスチックの場合には、土に分解せずまた燃焼するとダイオキシンなどが含まれている有毒ガスを発生する可能性があるため、現在深刻な環境問題になっているが、この問題を解決できる。

#### 4. 大麻草の種（実）は、栄養食品として極めて価値が高い

現代食は、脂肪の量の増加、脂肪の質の低下、必須脂肪酸のバランスの崩れ、植物繊維の不足などにより、生活習慣病（便秘、肥満、高血圧、高脂血、糖尿、ガンなど）の原因になっている。しかし大麻草の種（実）は次のような有益性があり、この様な食生活を改善することができる（以下の記述は、赤星栄志著「麻の実クッキング～21世紀を拓く自然の恵み～」の8頁から27頁を参考にしました）。

##### 1) 良質なタンパク質で必須アミノ酸をすべて含む

人体が必要とする9つの必須アミノ酸を十分に理想的な割合で含んでおり、大豆よりよい栄養価をもっているといわれている。

##### 2) 植物油で最も必須脂肪酸が多い麻実油（おのみゆ）

人体にとって極めて大切な必須脂肪酸はリノール酸と $\alpha$ -リノール酸であるが、これらは体内で合成することが不可能なので食事から採らなければならない。大麻草の種（実）の重量の30%から35%は、麻実油（おのみゆ）と呼ばれる脂肪油である。麻実油は、植物油の中で必須脂肪酸の割合が80%と最も高く、しかもそのリノール酸と $\alpha$ -リノール酸のバランスが3対1と理想的な割合で含んでいる。

##### 3) 食物繊維が豊富

大麻草の種（実）は、古くから血糖降下作用、潤腸通便作用が高い漢方薬として使われてきました。麻の実には、食物繊維が約23%含まれている。

食物繊維は、「人の消化酵素で消化されない食物中の難消化性の炭水化物」と定義され、老化抑制や、ガンの予防にも効果があるとされている。そのため、5大栄養素である糖質（炭水化物）、タンパク質、脂質、ビタミン、ミネラルに加えて、食物繊維を第6の栄養素という。一日最低17gの摂取が必要とされ、最近問題になっている生活習慣病の予防のためには一日30g以上が必要といわれている。

食物繊維の働きは、次のとおりです。

- a) カロリーの取り過ぎを防ぎ、コレステロールなどの余分な吸収を防ぐ。
- b) 血糖のコントロールを助ける。
- c) よい腸内細菌が住みやすい環境を作る。
- d) 通便を助ける。
- e) ミネラルとビタミンがバランスよく含まれている。

大麻草の種（実）のミネラル分には、骨や歯の形成と成長に欠かせない「マグネシウム」、「リン」、「カルシウム」、が多く含まれている。また、血液中のヘモグロビンの構成成分であり、酸素の運搬に重要な「鉄」やヘモグロビンの合成や骨や血管壁を強化する「銅」も多く含まれている。そのため、大麻草の種（実）は、貧血の90%の原因になっている鉄欠乏に非常に有効であるといわれている。さらに味覚異常や生殖能力に関係が深い「亜鉛」も含まれている。

ビタミンとは、動物の生理機能を調整する働きをもつ微量の有機化合物の総称で、体内で合成することができず栄養素として食物から摂取しなければならないものです。ビタミンは、体内の生理作用を調整する潤滑油としての役割だけでなく、生活習慣病や老化の予防、細胞のガン化抑制物質として高い評価をされている。大麻草の種（実）には、活性酸素から体を守って老化を防ぎ、また血栓の予防や治療に効果があり、さらに最近の研究ではアルツハイマー病で脳細胞が死滅していくのを抑制する効果があることがわかってきた「ビタミンE」、赤血球や細胞の新生に不可欠な「葉酸」が多く含まれています。

種子（麻の実）の100グラムあたりの食品成分表を参考までに紹介します。

出所『四訂 食品成分表』女子栄養大学出版部

エネルギー	469kcal	マグネシウム	640mg
水分	5.9g	鉄	13.1mg
タンパク質	29.5g	銅	390 マイクロ g
脂質	27.9g	亜鉛	6000 マイクロ g
糖質	9.2g	ビタミン A 効力	11 IU
繊維	22.1g	ビタミン A カロチン	20 マイクロ g
灰分	5.4g	ビタミン B1	0.35mg
カルシウム	130mg	ビタミン B2	0.19mg
リン	1100mg	ナイアシン	2.3mg
ナトリウム	2mg		

5. 大麻草は医薬品として利用できる。大麻草の葉や花穂は副作用が大変少ない喘息や痛み止め・不眠症などの医薬品として過去何千年も中国、インド、アラブ、アフリカ地方さらには日本で使われてきた。

1895年（明治二八年）12月17日の毎日新聞には次のような広告が載った程である。

「ぜんそくたばこ印度大麻煙草」として「本剤はぜんそくを発したる時軽症は1本、重症は2本を常の巻煙草の如く吸う時は即時に全治し毫も身体に害なく抑も喘息を医するの療法に就いて此煙剤の特効且つ適切は既に欧亜医学士諸大家の確論なり。」（小林司著『心に働く薬たち』〔筑摩書房、1985年〕192頁）

なお、「印度大麻草」および「印度大麻草エキス」は、1886年に公布された日本薬局方に「鎮痛、鎮静もしくは催眠剤」として収載され、さらに、1906年の第3改正で「印度大麻草チンキ」が追加収載された。これらは、1951年の第5改正日本薬局方まで収載されていたが、第6改正日本薬局方において削除された。また、種に含まれているオイルには健康に有用なものが含まれておりさらに皮膚に対する浸透力もいいので、マッサージオイルとしても大変有用である。

### 第3. 大麻草の規制と有効活用への当面の提言

#### 1. 個人的使用および所持の非犯罪化

具体的な社会的危害が立証されていない個人的な大麻草の使用および少量所持については、刑事罰の対象から外し、行政罰や公衆衛生上の介入へと移行すべきである。これは、国際的な非犯罪化の潮流に合致するものであり、過度な逮捕者数を減らし、捜査費用をより深刻な犯罪に集中させることにもつながる。

#### 2. 罰則の見直しと比例原則の適用

現在の懲役刑のみという硬直した罰則を見直し、実際の危害の程度に比例した、より柔軟な処罰体系（例えば、罰金刑の選択肢の復活、治療プログラムへの誘導など）を導入すべきである。

#### 3. 医療用大麻の完全な合法化と規制：

治験開始を全面的に進め、医療用大麻の製造、輸入、使用を完全に合法化し、患者が必要な治療を受けられるよう、明確な規制枠組みを構築すべきである。

#### 4. 大麻草の産業用活用の規制緩和と振興：

THC含有量が低い産業用大麻草の栽培と利用に関する規制を全面的に緩和し、農業振興と新たな経済的機会の創出を促進すべきである。

#### 5. 研究体制の推進

大麻草の健康影響、社会経済的影響、および政策変更の影響に関する研究を積極的に推進すべきである。これにより、政策決定の根拠となる客観的なデータを蓄積し、日本の状況に特化した知見を得ることが可能となる。

#### 6. 国際協力の強化

大麻草政策の国際的な動向を積極的に学び、国際機関や他国の専門家との協力関係を強化することで、より効果的で先進的な薬物政策の策定に資する知見を取り入れるべきである。

### 第4. 日本において大麻草を有効活用した場合の経済効果 (人工知能chatbotの回答)

#### 1. 市場規模の詳細推計

##### 1) 医療用途市場

- 日本の高齢者医療市場は年間約 40 兆円
- 医療大麻の有効性が認知され普及した場合、初年度で市場の 1 ~ 2 % 相当約 400 億~800 億円の潜在的なニーズ
- 拡大とともに 5 年後は約 2000 億円規模

##### 2) 産業用・工業用市場

- 具体的には、繊維、紙、建築資材など

- 海外の例として、カナダでは産業用大麻市場は約 10 億ドル（1000 億円）
- 日本国内市場は 5000 億円～1 兆円

### 3) レクリエーションおよび嗜好品市場

- アメリカやカナダの例に倣えば、成人市場は 1 兆円超

## 2. 新規就労人口

- カナダの例では、合法化により年間約 30,000～50,000 人の新規就労
- 日本では、栽培、加工、研究、販売、運送などの分野で、初年度だけで 50,000 人～100,000 人
- 今後も市場拡大に伴い、持続的な雇用増加が期待される

## 3. 税収の予測

- 一般的な売上税・消費税に加え、特別徴収や事業税を導入した場合、初年度だけで 500 億円～1500 億円
- 長期的には、税収は兆円規模まで増加

## 4. GDP

- 産業の拡大と輸出増によって、GDP は、年間経済効果は約 5 兆円～10 兆円規模

## 5. 取締諸費用の削減効果

法執行機関の負担軽減：大麻草関連の犯罪が減少することで、警察や司法制度にかかる負担が軽減され、このリソースを他の分野に振り向けることができる。

### 1) 法執行コスト

数十億円規模の法執行コストが削減される可能性があります。これには、警察による捜査費用や裁判費用が含まれます。例えば、コロラド州では年間数千万ドルのコスト削減が報告されています。

## 2) 刑務所関連コスト

大麻草関連の収監者数が減少することで、年間数十億円の刑務所運営費用が削減される可能性があります。

3) 再犯防止策への投資： 刑務所における大麻関連の案件が減ることで、再犯防止策やリハビリテーションプログラムの拡充が可能となる。

## 6. レクリエーションや嗜好用の大麻草を解禁した場合の経済効果

### 1) 新規市場の形成

大麻草産業が新たに形成され、栽培、製造、流通、販売の各段階で経済活動が活性化する。

大麻草ツーリズムが新たな観光資源として活用でき、観光客の誘致が期待されます。大麻草解禁を目的とした国内外からの訪問者数の増加により、宿泊業や飲食業など関連産業が潤う。

### 2) 雇用の創出

生産から販売までの多くの段階で職が生まれ、新たな雇用機会が創出される。専門職としての教育や研修が行われ、技能労働者の育成にもつながります。

### 3) 関連商品の発展

大麻草を活用した新しい製品の開発が進展し、医療や美容、食品産業においても新たな市場が拓かれる。

### 4) 税収の増加

大麻草の販売に対する課税が実施されることで、地方公共団体や国の税収が増加する。税金は公共サービスの強化やインフラの改善に充てることができ、地域経済の活性化につながる。

具体的な数値には多くの変数が関与するが、アメリカの一部の州やカナダでの事例を見てみると、数十億から数百億円規模の売上と税収が得られる可能性がある。政策実施後の市場調査や柔軟な規制調整が重要です。

(以上)